

## 国際日本文化研究センター貴重図書指定基準

平成4(1992)年4月 1日 制定  
令和4(2022)年5月26日 最終改正

### 1 日本語図書

#### (1) 刊本

- ① 慶長以前（～1614）に印刷されたもの
- ② 元和以降（1615～）に印刷されたもので、次の各号に該当するもの
  - (ア) 伝本が少なく、資料的価値が高いもの
  - (イ) 名家旧蔵本、書き入れ本等で資料的価値が高いもの
  - (ウ) 図画等（絵画、地図、設計図、印譜、拓本等）で資料的、芸術的価値が高いもの

#### (2) 写本

- ① 慶長以前（～1614）に書写されたもの
- ② 元和以降（1615～）に書写されたもので、次の各号に該当するもの
  - (ア) 伝写本が少なく、資料的価値が高いもの
  - (イ) 名家自筆の稿本、書簡、手写本、旧蔵本で資料的価値が高いもの
  - (ウ) 名家の書入れ等により、資料的価値が高いもの
  - (エ) 図画等で資料的、芸術的価値が高いもの
  - (オ) 記録、文書等で資料的価値が高いもの

### 2 外国語図書

#### (1) 刊本

- ① 開国期以前に印刷されたもの
- ② 開国期後に印刷されたもので、次の各号に該当するもの
  - (ア) 伝本が少なく、資料的価値が高いもの
  - (イ) 名家の書入れ等により、資料的価値が高いもの
  - (ウ) 図画等（絵画、地図、設計図等）で資料的、芸術的価値が高いもの

#### (2) 写本

- ① 開国期以前に書写されたもの
- ② 開国期後に書写されたもので、次の各号に該当するもの
  - (ア) 伝本が少なく、資料的価値が高いもの
  - (イ) 名家自筆の稿本、書簡、手写本で資料的価値が高いもの
  - (ウ) 名家の書入れ等により、資料的価値が高いもの
  - (エ) 図画等で資料的、芸術的価値が高いもの
  - (オ) 記録、文書等で資料的価値が高いもの

### 3 作成資料

特定の個人又は機関等が収集した多数の図書からなる図書群で、1～2の各項の基準に合致する図書を多く含み、また特に一括して保管、利用することにより高い資料的価値を有するもの

#### 附 則

この基準は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和4(2022)年5月26日から施行する。